■◇■◇■◇■◇――――――――――――――――――――――――――――・・・・

【開催案内】PCBに汚染された電気機器等の調査方法及び適正処理に関する説明会

（主催：経済産業省/環境省）

・・・・――――――――――――――――――――――――――――■◇■◇■◇■◇

〇PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、昭和40年代まで、主に電気機器の絶縁油として使用されていました。その後、毒性が明らかになり、人の健康及び生活環境に係る被害が生じるおそれがある物質であることから、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）に基づき、定められた期限までに適正に処理することとされています。

〇製造後３０年以上経過した古い電気機器の絶縁油は、PCBにより汚染されている可能性があります。

〇これらの機器のうち、PCB濃度が0.5mg/kgを超え5000mg/kg以下のものを廃棄する場合は、低濃度PCB廃棄物として令和９年３月３１日までに処分しなければなりません。

（低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイト）http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/

低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理について、下記のとおり説明会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

記

開催時期：令和４年７月２５日～令和４年８月５日のいずれかの日（１時間半程度）※
開催方法：オンライン形式 ※
対 象 者：経済産業省の所管団体の会員企業、関係事業者 等
開催内容：早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き等の説明
（手引き）https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331008/20220331008-1.pdf
事前質問：説明会の内容や手引きへのご質問等を事前にメールにて受け付けておりますので、以下の問い合わせ先へご連絡ください。
説明会当日も質疑応答の時間は設けております。
備　　考：説明会後に簡単なアンケートにご協力お願いします。
※ 参加方法等については日程が決まり次第、改めてご連絡いたします。

【お問い合わせ】
経済産業省環境管理推進室　担当：吉鶴（よしづる）・久保（くぼ）
環境省ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室　担当：伊藤（いとう）・上野（うえの）
TEL：03-3501-4665　e-mail：exl-orientation2022@meti.go.jp

以上